

# スマイル

山陽小野田市 男女共同参画情報誌



## 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律が公布・施行されました。

特集「みんなに知ってもらいたい性の多様性」・・・1～2

男女共同参画社会とは・・・3

男女共同参画社会はなぜ必要?・・・3

山陽小野田市の現状とアンコンシャス・バイアス・・・3～4

男女共同参画促進に向けた教育について・・・4

第4次さんようおのだ男女共同参画プラン・・・5

パートナーとの関係は大丈夫?・・・6

相談窓口・・・7

発行：令和6年3月

編集：山陽小野田市市民活動推進課人権・男女共同参画室

Vol.2

Sanyonoda  
スマイルシティ山陽小野田



# 1.特集 みんなに知ってもらいたい性の多様性

近年、性的指向や性自認等を理由とする偏見や差別をなくす動きが全国的に広がっています。本特集を通して、LGBT 等の性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている方々について、正しい理解と認識を深めていただき、皆様が性の多様性について考えるきっかけとなれば幸いです。



## 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (公布・施行 令和5年6月23日)

### ●なんの目的で作られた法律？

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的**としています。

(内閣府ホームページ参照)

※ジェンダーアイデンティティとは自分がどの性別であるかについての意識で、本人のその時々主張ではなく、ある程度の一貫性を持った認識を指すものです。



## 「多様な性について知ろう」

### 性のあり方は人それぞれ

性のあり方には、大きく分けて4つの要素があります。それぞれの組み合わせによって、様々な性のあり方が形作られています。**性の数は人の数だけ様々なバリエーションがあり、個人の趣味や一過性のものではなく、本人の意思で変えられるものでもありません。**

**身体の性 (生物学的性)**  
生まれたときの戸籍上の性別



**表現する性 (性表現)**  
服装やしぐさ、言葉づかいなど



**心の性 (性自認 / ジェンダーアイデンティティ)**  
自分で自分をどのような性別だと思うか

**好きになる性 (性的指向)**  
どの性別の人を好きになるか



## 「LGBT」ってなに？

LGBTとはL: レズビアン、G: ゲイ、B: バイセクシュアル、T: トランスジェンダーそれぞれの英語の頭文字をとって作られた言葉です。性的マイノリティをあらわす総称の1つとして使われています。

### Lesbian

同性を好きになる女性  
(性自認と性指向がともに女性)



### Bisexual

男女両性を好きになる人  
(性的指向が女性にも男性にも向いている)



### Gay

同性を好きになる男性  
(性自認と性的指向がともに男性)



### Transgender

「身体の性」と「心の性」が一致しない人や違和感のある人



LGBT 以外にも多様な性を表す言葉は数多くあります。当事者が自分の性 (セクシュアリティ) を表現する言葉を尊重し、他人が決めつけることのないよう気をつけましょう。

## まわりにいないと思いませんか？

LGBT 等性的マイノリティの方は、身近に「いない」「会ったことがない」のではなく、「見えていない」だけです。性的指向や性自認など性(セクシュアリティ)は高度なプライバシー情報です。打ち明けていない方は多くいます。あなたのまわりにも、無理解や差別を恐れて周囲に伝えることができずにいる方がいるかもしれません。性的マイノリティの方の割合や人数にかかわらず、理解が進められ、誰もが安心して暮らしやすい社会を共に作っていくことが何より重要です。

## 今日からできること



人権と個性をお互いに尊重しあいながら、共生する社会の実現に向けて、できることを考えていきましょう。

**性のあり方は一人ひとり異なっており、多様な性のあり方を尊重することは大切なことです。それは誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会の実現につながります。**

- ・自分を大切にする、まわりの人も大切にして尊重する。
- ・自分のまわりに性的マイノリティの方がいるかもしれないと思って行動する。
- ・差別的な言葉(ホモ、レス、そっち系、オカマなど)を使わない、笑いのネタにしない。
- ・差別的なジェスチャー(手の甲を口元に当てるしぐさなど)をしない。
- ・恋人について会話をするとき、「彼氏」「彼女」ではなく「恋人」「パートナー」などの言葉を使う。 など

## ●カミングアウトとアウティングの違い

カミングアウトとは、自分が LGBT 等の当事者であることを自覚し、そのことを当事者が自らの意思で望む相手に打ち明けること。

アウティングとは、他者の性的指向や性自認を本人の同意や了承なく、第三者に言ったり、暴露したり、SNS に書き込んだりすること。

**アウティングは本人の尊厳を深く傷つけます。たとえ悪意がなくても決して行ってはいけません。**

## ●カミングアウトされたら

性的マイノリティに対する偏見や差別のある中でカミングアウトされたら、それは、あなたが信頼された証です。本人が何に困っているのか、一緒に考える意識を持ち、相手を大切に思っているという意思表示をすることが大切です。



## ALLY (アライ) になりませんか？

ALLY(アライ)とは、「同盟」や「味方」を表す言葉です。LGBT などの性的マイノリティを理解し、支援するという考え方を指す言葉として使われています。

**ALLY が増えれば性的マイノリティも生きやすい社会の実現に繋がります。**

6色のレインボーは性の多様性を表す象徴です。レインボーカラーのアイテムを身につけて「ALLY」であることを表明することができます。

## 相談窓口



相談機関名	連絡先	備考
山陽小野田市 市民活動推進課 人権・男女共同参画室	0836-82-1137	平日8時30分から17時15分まで 無料相談(通話料必要)
みんなの人権 110 番	0570-003-110	平日8時30分から17時15分まで 無料相談(通話料必要)
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間フリーダイヤル

本特集は山口県環境生活部男女共同参画課発行の「知っておきたい「LGBT」等の基礎知識」を参考に作成しました。

## 2.男女共同参画社会とは？

『男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』のことをいいます。

## 3.男女共同参画社会はなぜ必要？

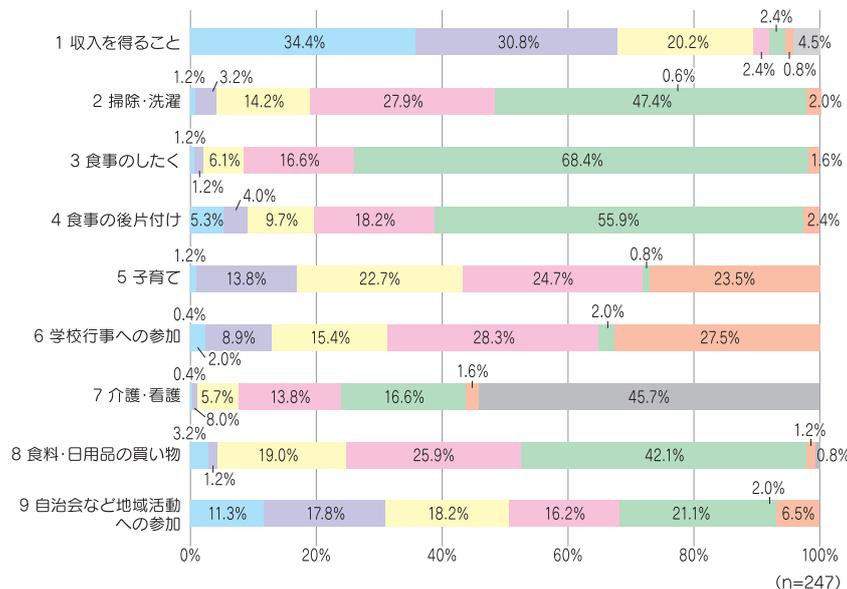
憲法には「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれており、男女平等の実現に向けて、さまざまな取組がなされてきました。しかし、大事な意思決定の場に女性が加わるのが少ないことや、男女間の不平等があることもまだまだ多いのが現状です。

また、少子高齢化による人口減少の本格化など、私たちの生活を巡る状況の変化に対応していくためには、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」といったような性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、家庭で、学校で、職場で、社会で、地域で、だれもがそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

## 4.山陽小野田市の現状とアンコンシャス・バイアス

男女共同参画社会の実現を目指し、施策の一層の充実を図るとともに市民の意識と現況を把握するために、市内にお住まいの20歳以上の中から無作為に抽出した1,000人を対象に、アンケート調査を行いました。(令和3年度実施) アンケート結果は、「第4次さんようおのだ男女共同参画プラン」推進の基礎データとし、施策推進の参考資料として使用しましたので、その一部を紹介します。

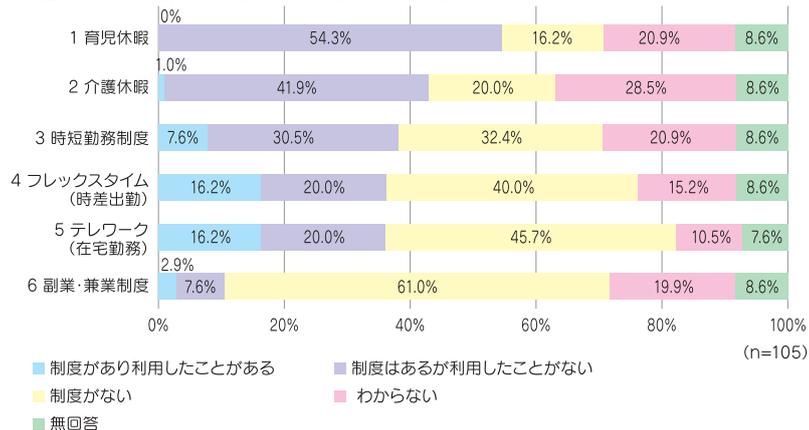
◎家庭における役割分担について(表1)



家庭における役割分担を見ると、収入を得ることについては、「夫が中心」、「どちらかといえば夫が中心」が65%と占めており、家庭に関する項目は「妻が中心」、「どちらかといえば妻が中心」が大半を占めています。  
自治会などの地域活動への参加も「夫が中心」、「どちらかといえば夫が中心」が29.1%に対し、「妻が中心」、「どちらかといえば妻が中心」は37.3%と妻が参加している様子がうかがえます。

- 夫が中心
- どちらかといえば夫が中心
- どちらかも平等
- どちらかといえば妻が中心
- 妻が中心
- それ以外の家族
- 誰もしていない

◎男性育児休暇等制度の利用について(表2)



男性で育児休暇又は介護休暇を「利用したことがある」と回答した人の割合は極めて低い結果となっています。その背景には男性の固定的性別役割分担意識(アンコンシャス・バイアス)が考えられます。今後、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性が家事、子育てや介護、地域活動へ参画することを促進するため、意識啓発や職場環境の整備の必要性があります。

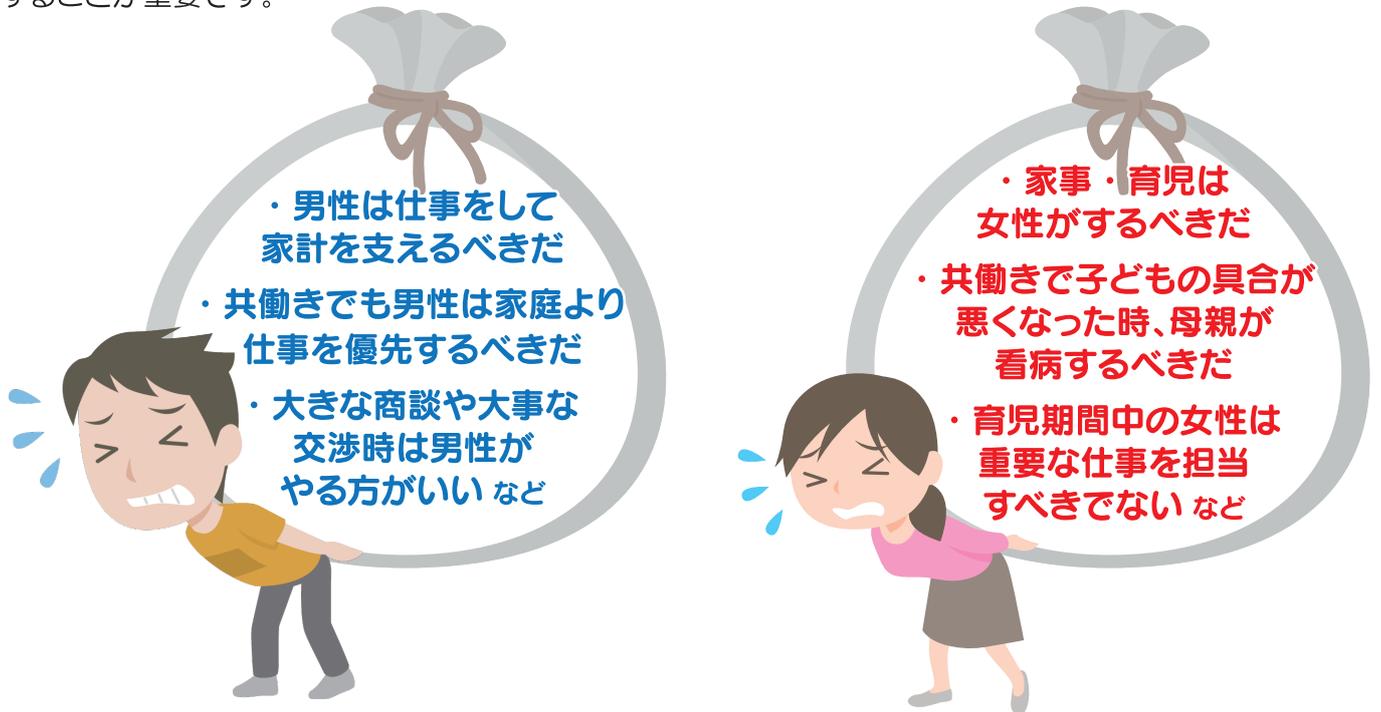
第4次さんようおのだ男女共同参画プランより

## 男性の働き方改革と家事・育児・介護の支援

《現状と課題》人々の意識の中で長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する**無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)**は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っています。

本市が令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」(表1, 表2)では、男性の多くは女性と比較して、家事・子育て・介護等への参加が少なく、育児休業の取得率も極めて低くなっています。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要です。



## 5.男女共同参画促進に向けた教育について

令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在すると指摘されています。

### 教育の内容

#### ①自他を大切にすること

「男性・女性はこうあるべき」という思い込みが社会のあらゆる場面に存在していることや、自他を大切にすることを学びます。

#### ②男女の個性の尊重

性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を認め合うことの大切さを学びます。

#### ③固定的な性別役割分担意識の解消

社会には性別を理由に期待されている役割分担意識が存在していることを理解した上で、その意識にとらわれずに一人一人にできることを考えます。



### 無意識の思い込み・固定的な性別役割分担意識の解消はなぜ必要なの？

大人の無意識の思い込みや固定的な性別役割分担意識に基づく何気ない言動が、子どもの男女共同参画への意識や、進路・生き方等に影響を与える可能性があります。性別にかかわらず、一人一人の子どもが能力や個性を発揮できるような社会にすることが大切です。



# 6. 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本政策を定めるとともに、平成19年3月に「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定しました。そしてこのたび、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定を踏まえ、「第4次さんようおのだ男女共同参画プラン」を令和5年3月に策定しました。



「第4次さんようおのだ男女共同参画プラン」はこちらから

## 1 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり

1

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発
- ・子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実
- ・男性の働き方改革と家事・育児・介護の支援

2

政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- ・市政における女性の参画の推進
- ・市・企業等の意思決定過程への女性の参画の推進

3

誰もが能力を発揮できる就業環境の整備

- ・均等な雇用機会と待遇の確保
- ・多様な働き方を受容する環境の整備
- ・ひとり親家庭等に対する支援
- ・農林水産業における男女共同参画の推進

4

誰もが参加できる地域社会づくりの整備

- ・地域づくりにおける男女共同参画の推進
- ・防災活動における男女共同参画の推進
- ・国際交流と多文化共生の推進

## 2 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり

5

ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成

- ・ジェンダー平等の推進

6

多様性を尊重する人権教育・学習の推進

- ・多様性を尊重する学校教育の充実
- ・多様性を尊重する社会教育の充実
- ・多様性を尊重する共生社会リーダーの養成

## 3 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり

7

パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

- ・パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- ・相談体制の充実及び被害者の保護
- ・被害者の自立に向けた支援
- ・セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

8

生涯を通じたみんなの健康の支援

- ・生涯を通じた健康の保持増進対策の推進
- ・妊娠・出産等に関する健康支援
- ・適切な性教育の推進
- ・心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

## 7. パートナーとの関係は大丈夫？

DVとは、同居する近親者から受ける暴力行為のことですが、日本では、主に「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。

DVは、相手を暴力で支配しようとする行為であり、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。2人の関係は大丈夫ですか？チェックしてみましょう！

### 2人の関係をチェックしてみましょう！

- 平手で叩いたり、げんこつで殴ったりする。
- 蹴ったり、髪をひっぱったりする。
- 首をしめる、腕をねじる。
- 刃物等を体に突きつける。 など

#### → 身体的暴力



- 人前でバカにしたり、命令口調でものを言ったりする。
- 大声で怒鳴る。
- 何を言っても無視して口を利かない。
- 友人や身内との付き合いを制限する。
- 電話やメールを細かくチェックする。
- 浮気を疑う、激しく嫉妬する。 など

#### → 精神的暴力



- 生活費を渡さない。
- 借金をさせる。
- 使ったお金を逐一チェックし厳しく管理する。
- 外で働くことを嫌がる、仕事を辞めさせる。 など

#### → 経済的暴力



- 性行為を強要する。
- 避妊に協力しない、中絶を強要する。
- 嫌がるのにポルノ雑誌やDVDを見せる。
- 裸の写真を撮る、SNSで流すと脅す。 など

#### → 性的暴力



### しってる!?デートDV

交際中の男女間で起こる暴力はデートDVと呼ばれています。「愛しているから暴力を振るってもよい」、「束縛することが愛」などと間違った思い込みをしていませんか？次の項目でチェックしてみましょう。

- バカ、ブサイクなど傷つく言い方をされる。
- スマホをチェックされ、異性の友達や同僚等の連絡先を消される。
- 仕事で会えないときも「自分を最優先にしない」と言って怒られる。
- 嫌な写真を撮られ、「別れるなら写真を公開する」と言われる。
- 大声でどなったり、物を壊したりする。
- 行く先や服装等をいつもチェックされる。
- デート費用をいつも出させられる。 など



悩みを抱えているときは、親、先生、友達など、話しやすい人に話してみましょう。誰かに相談することで、一人では気づかなかった解決方法が見つかることがあります。専門相談機関もありますので、相談してみてください。また、身近に悩んでいたり辛い思いをしている人がいたら、色々な相談窓口があることも教えてあげてください。

# 8.相談窓口

秘密は守られます。  
一人で悩まずご相談ください。



## 総合窓口

### 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

夫婦や家庭の問題、配偶者や交際相手等からの暴力、ストーカー被害、一時保護に関する相談等  
電話相談・弁護士、医師、心理士による面接相談もあります。

☎#8008 または 083-901-1122 DVホットライン(緊急用) ☎0120-238122

### つながるやまぐちSNS相談

児童虐待・DV・ヤングケアラー・子育て不安・家庭や家族の悩みなどの相談  
LINE 相談(24 時間受付)



### 山陽小野田市市民活動推進課人権・男女共同参画室

配偶者等からの暴力、性的被害、家庭関係破綻についての電話相談、面接相談  
☎0836-82-1137(月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く))

### NPO法人女性サポートネットワーク

DV についての電話相談、面接相談。

☎0836-37-5611(月～金曜日 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く))



## DV

### DV相談プラス

メールやチャットで  
DV 相談ができます。

☎0120-279-889(24 時間受付)



## 性犯罪

### やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお

性暴力被害の相談。面接相談や、弁護士、臨床心理士  
によるカウンセリングもあります。

☎083-902-0889(24 時間受付)

### Curetime

性暴力についての悩みを  
SNS やメールで相談できます。



### 女性犯罪被害相談電話

(レディース・サポート110 警察)

フリーダイヤル ☎0120-378387

携帯電話 ☎083-932-7830(24 時間受付)

全国共通 ☎#8103(24 時間受付)

緊急時は、山陽小野田警察署

☎0836-84-0110 又は110番に  
連絡してください。

## 困りごと・悩みごと相談

相談名	内容	問合せ先	電話番号
司法書士・弁護士による法律相談	弁護士等への相談	市役所 生活安全課	0836-82-1133
市民相談	専門窓口の紹介	市役所 生活安全課	0836-82-1133
人権相談	人権に関する相談	市役所 市民活動推進課	0836-82-1137
福祉総合相談	心配ごと悩みごと相談	社会福祉協議会	0836-38-8348
国等の行政相談	行政相談	山口県行政監視行政相談センター	083-932-1100
ヤングテレホンさんようおのだ	学校や心の相談	市役所 社会教育課	0836-84-2000